

公益財団法人千里リサイクルプラザ平成27年(2015年)第4回理事会議事録

1. 開催日時 平成27年10月2日(金)午後2時00分から同3時00分まで
2. 開催場所 吹田商工会議所会館 2階 第1会議室
3. 理事現在数 11名
4. 理事定足数 6名
5. 出席理事数 9名
西川 俊孝 門脇 則子 岸 勝司 梶谷 尚義 小南 康隆
土屋 正春 寺西 重博 安田 博明 吉川 英次
6. 欠席理事 湯川 求 三田 和司
7. 出席監事 植良 隆文 竹内 等
8. 会議の目的事項
決議事項 第8号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ職員就業規則及び職員給与規則の廃止の件
第9号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ評議員選定委員の選任の件
第10号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ評議員候補者の推薦の件
追加議案 第11号議案 専務理事の事務局長兼務の件
報告事項 職務執行状況報告

9. 会議の概要

(1) 議長の確認

冒頭で坪田一美次長が司会となり、本日の議長は定款第37条の規定により西川俊孝理事長が務める旨を報告した。

(2) 定足数の確認

議長は、本日の出席理事数が9名で定足数を満たしており、本日の理事会が有効に成立していることを報告した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

①第8号議案 「公益財団法人千里リサイクルプラザ職員就業規則及び職員給与規則の廃止の件」

議長は第8号議案につき事務局にその説明を求めたので、坪田一美次長が次のように説明した。

第8号議案については、職員就業規則及び給与規則を廃止するものである。当財団は当初吹田市からの派遣職員がおり、吹田市に準じた規則を定めていた。しかし、現在は嘱託職員のみで構成されていて適用職員がない為、労働基準監督署に確認のうえ廃止するものである。

議長が質問及び意見を求めたところ、次のような補足説明・意見があつた。

(植良監事)

今回、職員就業規則を廃止するにあたり、経緯を説明する。職員が10名以上いる事業所には職員規則を設けなければいけないという法律により定めてきたが、それに該当する職員がいないため廃止するものである。もしこのまま残すとなると吹田市の規則を元に作成されている古い規則の為、規則改正など整備がされてなく不備がある。また、前回の理事会で嘱託職員の休業補償等についての改正をしているが、職員就業規則については反映されていないなど手を加えられていない等問題があるということである。

意見が終わり、質問がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第8号議案は承認可決された。

②第9号議案 「公益財団法人千里リサイクルプラザ評議員選定委員の選任の件」

議長は第9号議案につき事務局にその説明を求めたので、坪田一美次長が次のように説明した。

定款第12条第2項及び第3項の規定により評議員選定委員の候補者として、監事近本謙一氏の後任に北おおさか信用金庫吹田支店支店長 竹内等氏、外部委員立川浩次氏の後任に吹田市社会福祉協議会会长 由佐満雄氏、三谷一裕氏の後任に吹田市医師会理事 新居延高弘氏を提案する。外部委員については定款第12条第3項の規定に該当されていない方であると報告した。任期は平成28年に終了する事業年度の理事会終結時とする。と説明した。

議長が質問を求めたところ次ののような質問があった。

(植良監事)

近本監事が辞任したのは平成26年であるが、今まで交代しなかったのは評議員の選任がなかったからか。外部委員に関しては任期前に交代というのは、委員より辞任届があつたということか。

(坪田次長)

監事についてはその通りである。外部委員に関しては選定委員には辞任という手続きはない。委嘱をしているので解嘱という形になっている。会長交代等などの異動があつた場合、推薦母体から新たな推薦人を受けている。

(植良監事)

外部委員に関しては欠格事項に当る場合を除いては、4年の任期が来るまでは当人より辞任の意向があつた時のみ途中交代があると思うので、今回申し出に対しての処理は出来ているのか?

(岸専務理事)

今回は本理事会で選定委員のご承認が得られれば、就任届と同時に解任届を出す手続きをしていくたいと思う。

(小南理事)

辞任だと自分から辞めるだけれど、解任ということは辞めもらうということか?

(岸専務理事)

文言については、解任状または解嘱状など適宜とする。今回は監事より指摘のあったように辞任に伴う書面を整えることを重点としていきたい。

質問・意見が終わったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第9号議案は承認可決された。

③第10号議案 「公益財団法人千里リサイクルプラザ評議員候補者の推薦の件」

議長は第10号議案につき事務局にその説明を求めたので、坪田一美次長が次のように説明した。

定款第12条第4項の規定により評議員候補者として、評議員選定委員会に推薦する方は吹田市環境部長 今川学氏、関西電力㈱大阪北支社北摂地域統括部長 藤井貞雄氏、大阪ガス㈱北部地区支配人 宮坂和男氏、山崎製パン㈱大阪第一工場総務課長 佐藤誠氏を提案する。評議員選定委員会の開催日程については調整のうえ後日通知すると説明した。

議長が質問、意見を求めたところ、質問、意見がなかつたので採決を諮ったところ、満場一致をもって第10号議案は承認可決された。

(5) 報告事項

議長が引き続き報告事項の説明をした。一般法人法第91条第2項及び定款第26条第4項の規定に基づき、代表理事及び代表理事以外の業務執行理事の自己の職務執行状況報告書について事務局から報告した。

1. 第一四半期事業報告については、近藤均参事及び尾崎昇一所長代理が、2. 決算の計算書類は天野美晴主査が説明した。

3. 監事監査の状況報告 として、

- (1) 投資有価証券の評価額については四半期毎に時価評価するものとする。
- (2) 臨時雇用員の労働契約書については更新項目を明示するものとする。
- (3) 職員就業規則及び給与規則については議案8号にて承認
- (4) 職務執行状況報告については監事の指摘に伴い今回第4回理事会において報告
- (5) 事務局長の理事会承認手続きについては、専務理事が事務局長を兼任しているが、重要な職員は理事会の承認がいるにもかかわらず、事務局長についての理事会の承認を得ていないとの指摘があった。行政庁に確認「理事会の承認を得る必要があるが過去に遡ることはできないので、今後、再任となる場合は理事会の承認を必ず得るように」との指導を受けた。以後事務局長等重要な職務の再任については理事会の承認を得るよう努めていくものとする。

4. 行政庁への届出については、

- (1) 変更届については、定款の変更、理事・監事の変更届を提出した。
- (2) 定期提出届については、平成26年度事業報告等の定期提出書類を提出した。

と天野美晴主査が説明した。

説明が終わり、議長が質問及び意見を求めたところ、次のような質問があつた。

(梶谷理事)

事業報告で新規事業を中心ということだが、数字の出でていないところは廃止ということか？イベントの開催事業では4月と6月のくるくるセール参加者数が前年度より大幅に減っているのはなぜか？

(近藤参事)

今回の報告では通常の理事会と違い詳細な報告は避け新規事業の説明に留めている。くるくるセールについては、4月6月は雨天によるフリーマーケットの中止に伴い参加者数が減った。

(梶谷理事)

実践教室の紙すき体験については数字が入ってないのはまだ実施されていないということか？

(近藤参事)

紙すき体験については、昨年度までは市民工房と実践教室にダブルカウントしていた。紙すきについては工房無料体験なので、実践教室という位置づけから外した方がいいということで今回から削除した。

説明が終わり、議長がその他の事項について求めたところ次のような案件が出た。

(門脇副理事長)

監事監査の状況の報告中の「事務局長の理事会承認手続き」について、行政庁から「理事会の承認を得る必要があるが過去に遡ることはできないので、今後、再任となる場合は理事会の承認を必ず得るように」との指導を受けた。しかし、議案発送後に再度執行役員で協議をした結果、監事の指摘により、定款をより的確に執行するために理事会に諮る事したいが、追加議案として「専務理事の事務局長兼務の件」を動議したい。

議長が門脇副理事長からの動議について、理事会に意見を求めたところ、次のような意見が出た。

(土屋理事)

提案理由について合理的であるので速やかに処理していけばよいと思う。

以上のような意見が出たことにより異議なしと認められた。よって満場一致により第11号議案「専務理事の事務局長兼務の件」を追加議案とし承認された。

④ 第11号議案 「専務理事の事務局長兼務の件」

議長は第11号議案につき事務局にその説明を求めたので、門脇副理事長が次のように説明した。

第11号議案については、事務局長を兼務している岸専務理事は平成25年及び平成27年の任期満了の後再任されているが、専務理事再任に伴う事務局長選任の理事会承認手続きを経ていないことについて、監事の指摘に従い承認を得るものと説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、次のような意見があつた。

(土屋理事)

新たに選任されるわけではなく任期途中での承認ということであっても、そのような条件があるならば組織として講じる方が妥当であると思うので賛成である。

以上のような意見があつた。他に質問・意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第11号議案は承認可決された。

(6)その他

議長が引き続き理事の方々に当財団についての意見をもとめたところ、次のような意見が出た。

(植良監事)

第10号議案の評議員推薦の件であるが、理事会と評議員会とは決議事項には大きな違いがある。それに伴い以前理事であった環境部長が評議員に推薦されていることについての説明をお願いしたい。

(岸専務理事)

指定管理者である吹田市の環境部長が執行部である理事であるのは不自然ではないかとの意見が出されていたので、今回より理事から審査する側である評議員に就任いただくこととした。

(植良監事)

そのように理解はしていたが、評議員となると、理事監事の選任、報酬の問題等、法人としての事業に対する職務であるなど財団としての存続に関することが多い。財団としてかかえている事として抜本的に大きな問題がある。収支構造の問題、嘱託職員の体制の問題、公益目的事業の再編の問題、指定管理で公募の形であるのを非公募にする必要があるという事も大きな課題である。財団の定款の事業範囲と市の指定管理の元になる条例の範囲の整合性の問題など。こういった吹田市の環境政策との取り合いが大きな部分である。指定管理の受託事業が大きな位置を占めているが、内容によっては環境部長に答えてもらった方が財団としても発言しやすいという部分もあるがそういう立場の人間がいなくなつたというのは致し方ない。これからは理事会としてそのような問題を議論し活性化していくという事を意識して、仕組みそのものを考えていく必要がある。その為に定期の理事会だけではなく今回のような職務執行状況の報告など議論できるような対応を事務局や執行理事には提案をしていきたい。

(岸専務理事)

監事の指摘を受け、事務局としても理事長を中心に指定管理等の問題を前向きにとらえ、事務局の体制も変えていき理事会等も活発化していきたい。市に対しても財団と環境部という形で協議の場を持つというようにし、当財団を活性化していきたいと考えている。

(土屋理事)

監事からの指摘について、今までそのような議論を提議されたことない。理事長も新しくなったことで財団も変革を向えているのではないか。原点に返って議論するべきである。

別の角度から申すと、これからは吹田市としても考え方方が快適な環境をどうするから生存問題をどうするかに変わってきている。他の地域では吹田市より環境についての意識が強い気がする。当財団の市民研究員も高齢になっていながら地域に活動を広げていることも念頭に置き、この活動を事務局でももっと活性化すべきであり、活発に議論すべきである。当財団ではもう一度原点に返りこの財団のあり方を考えていきたい。

(議長)

植良監事、土屋理事より問題提起された。すぐに結論は出ないがこの先財団がどのようにしていくか事務局で考えていきたい。事務局そのものが変わっていくためにも理事の方々の力を得たいと考えている。

以上をもって議案の審議等を終了したので、議長は午後3時00分に閉会を宣した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第39条第2項の規定により、理事長及び監事は記名押印する。



平成27年10月2日

理事長

西川 俊



監事

植良 隆文

監事

竹内 等

